

第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)
第3期

2025(令和7)年3月
岐阜県

目次

1	計画の基本的事項.....	1
	(1)管理すべき鳥獣の種類.....	1
	(2)計画期間.....	1
	(3)管理が行われるべき区域.....	1
	(4)計画策定の目的及び背景.....	1
2	現状.....	2
	(1)生息状況.....	2
	(2)捕獲状況.....	6
	(3)狩猟者の状況.....	8
	(4)農業被害及び被害防除状況.....	10
	(5)人身被害の状況.....	12
	(6)豚熱(CSF)への対応.....	13
3	管理の目標.....	14
	(1)農業被害等の軽減.....	14
	(2)地域の状況に応じた生息密度の管理.....	14
4	目標を達成するための基本的な考え方.....	15
5	目標を達成するための施策.....	15
	(1)個体数の管理.....	15
	(2)被害防除.....	17
	(3)生息環境管理.....	18
	(4)担い手の育成・確保.....	18
	(5)その他の施策.....	18
6	その他個体数の管理のために必要な事項.....	20
	(1)モニタリング調査.....	20
	(2)推進体制.....	21
	(3)研究機関との連携.....	23

1 計画の基本的事項

(1) 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ(*Sus scrofa*)とする。

(2) 計画期間

2025(令和7)年4月1日から2030(令和12)年3月31日までとする。

(3) 管理が行われるべき区域

県全域とする。

なお、分布域に明確な境界がないことから、県内に生息するイノシシを全て同一の地域個体群として扱う。

(4) 計画策定の目的及び背景

① 目的

イノシシは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「法」という。)及び同法施行規則により、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある指定管理鳥獣に指定されている。

本県にあっては、イノシシによる農業被害等を軽減する取組を進めるとともに、生息状況の調査を通じた集中的かつ広域的な管理を図る必要があるため、本計画を策定する。

② 背景

県は、県内においてイノシシによる農業被害が深刻化したことから、農業被害額の軽減に向け、2009(平成21)年度に特定鳥獣保護管理計画(イノシシ)を策定した以降、2014(平成26)年度には特定鳥獣管理計画(イノシシ)第1期を、2019(令和元)年度には同計画第2期を策定し、継続して管理に取り組んでいる。

農業被害額は2010(平成22)年度に2億円を超えた以降増減が見られたが、2015(平成27)年度以降は減少に転じた。2020(令和2)年度には豚熱(CSF)の影響による生息数の減少もあり約6千万円まで減少したが、2021(令和3)年度以降微増傾向にある。

一方、2013(平成25)年12月に環境省及び農林水産省が公表した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」では、当面の目標として10年後(2023(令和5)年度)までに個体数を半減させることを目指し、捕獲事業の強化や捕獲事業を支える従事者の育成・確保等に取り組むこととされた。

また、2023(令和5)年9月に環境省及び農林水産省が公表した「シカ・イノシシの捕獲強化対策と捕獲目標について」では、イノシシの推定個体数は基準年である2011(平成23)年度の約121万頭から2021(令和3)年度には約72万頭と、捕獲の強化と豚熱(CSF)の影響が相まって半減目標達成に向け順調に減少していることから、2011(平成23)年度水準の半減を早期に達成し、その後も被害軽減に向けて捕獲圧を維持することとされた。

2 現状

(1) 生息状況

① 生息環境

2022(令和4)年度における県の森林面積は約86万haであり、県土面積に占める森林率は81.2%に及んでいる。

イノシシは落葉広葉樹林をはじめ、常緑広葉樹林、混交林、針葉樹林、竹林など幅広い環境に生息できる。

このことに加え、人口減少や離農などによる人間活動の縮小によって、荒廃農地等が増加し、人とイノシシの活動域の境界線があいまいとなったことにより、集落近くにも生息環境が拡大しているものと推測される。

また、耕地及び作付面積が減少していることから、生息適地は拡大しているものと推測される。

表1 耕作放棄地面積・耕作放棄地率の推移

	2000(平成12年)		2005(平成17年)		2010(平成22年)		2015(平成27年)	
	面積 (ha)	耕作放棄地率 (%)	面積 (ha)	耕作放棄地率 (%)	面積 (ha)	耕作放棄地率 (%)	面積 (ha)	耕作放棄地率 (%)
岐阜	3,803	7.2	5,528	11.6	5,490	9.5	6,188	11.0
全国	342,788	8.1	385,986	9.7	396,088	10.6	423,064	9.5

(出典：農林業センサス)

※耕作放棄地率＝耕作放棄地面積／耕作地面積

※2020(令和2)年農林業センサスから耕作放棄地に関する調査項目が廃止

表2 耕地及び作付面積の推移

	2005(平成17)年	2010(平成22)年	2015(平成27)年	2020(令和2)年
岐阜	59,100ha	58,000ha	56,900ha	55,500ha
全国	4,692,000ha	4,593,000ha	4,496,000ha	4,372,000ha

(出典：本地・けい畔別耕地面積累年統計)

② 分布域

イノシシの分布域について、環境省が行った1978(昭和53)年度及び2003(平成15)年度の自然環境保全基礎調査と、2017(平成29)年度及び2023(令和5)年度の狩猟者による捕獲情報や目撃情報によって経年変化を比較すると、年を経るにつて、北部及び南部へ拡大し、現在はほぼ県全域に分布している(図1)。

分布域の拡大は、地球温暖化による積雪量や積雪期間の減少のほか、人口減少や離農など人間活動の縮小が一因として考えられる。

また、県と岐阜大学が共同設置している岐阜県野生動物管理推進センターが行った県

内の森林の100地点に設置した自動撮影カメラによる調査(野生動物広域カメラモニタリング(WiLCaM) *)によると、ほぼ県全域に分布し、局所的に生息密度が高い地域がみられる(図2)。

図1 岐阜県におけるイノシシの分布域の推移

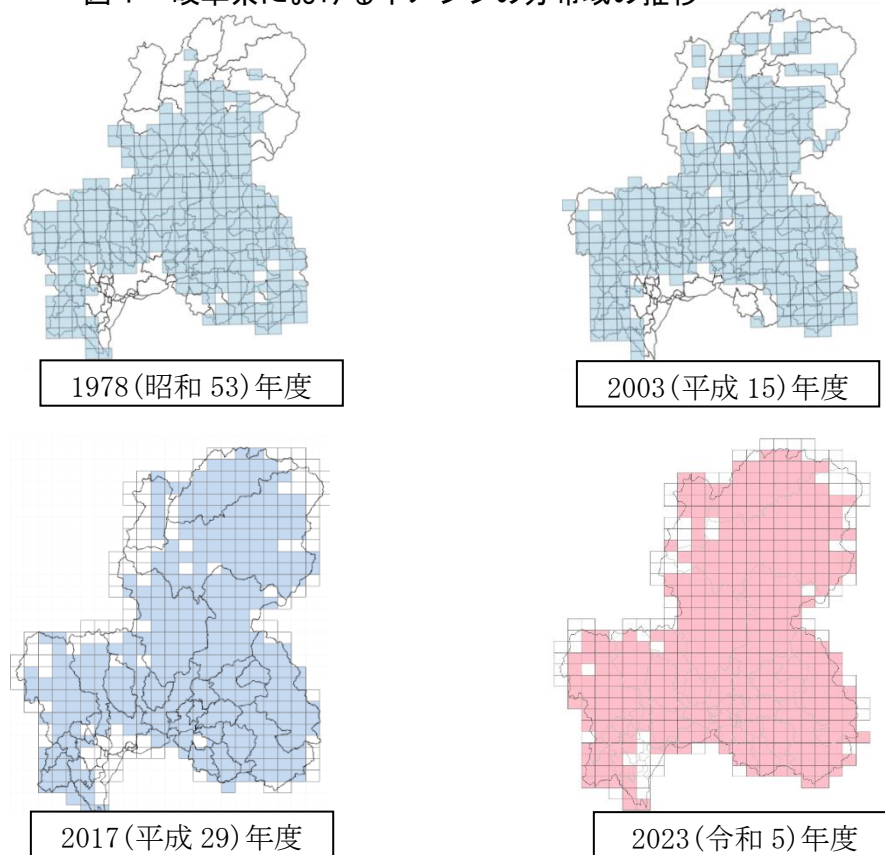
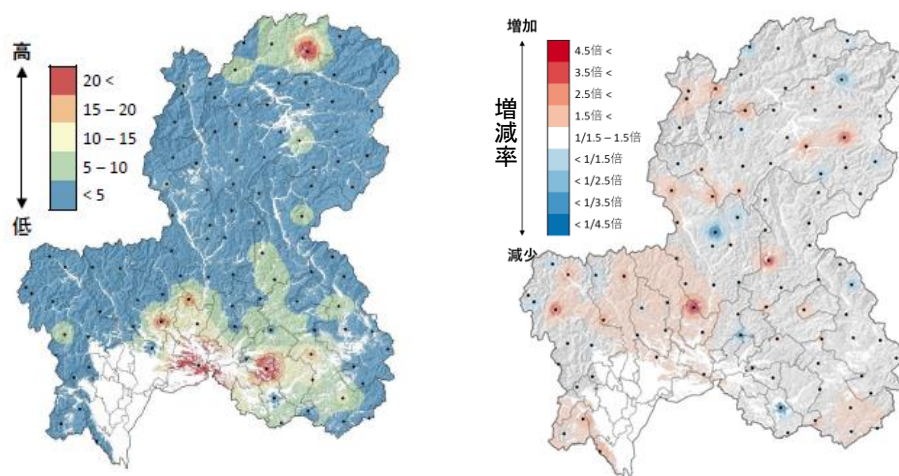


図2 野生動物広域カメラモニタリング(WiLCaM)によるイノシシの撮影頻度分布(左, 2023(令和 5)年度)と2021(令和 3)年度との増減率(右)



※野生動物広域カメラモニタリング(WiLCaM)

県内 100 か所に自動撮影カメラを設置し、撮影頻度等のデータ分析により、「シカ」「イノシシ」等の大型哺乳類及び中型哺乳類の県下での分布状況や相対密度を明らかにする調査。

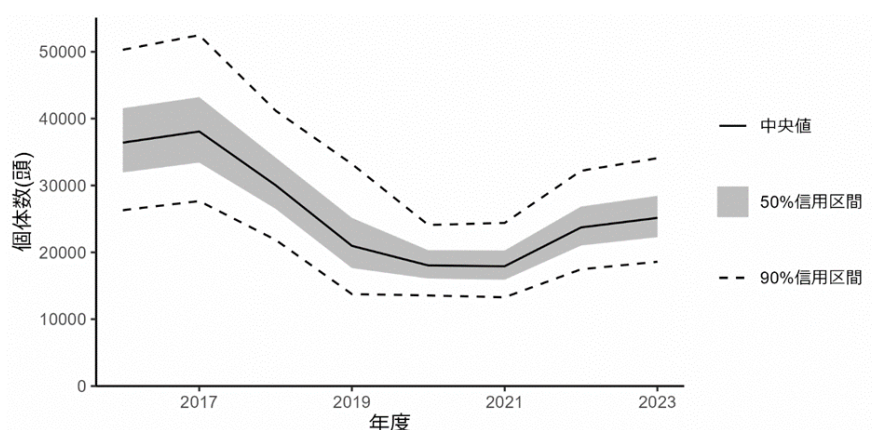
③個体数の試算

2009(平成21)年度から2023(令和5)年度までに収集された捕獲や出猟カレンダーの情報(目撃効率、捕獲効率)、Random Encounter and Staying Time法を用いた自動撮影カメラ調査(以下「REST法調査」という。)による情報に基づき、自然増加率や生息数等をハーベストベースドモデル(Harvest-based model)によって推定した。

推定の結果、県全域における2023(令和5)年度の推定個体数は90%信用区間で18,589～34,078頭(中央値：25,151頭)となった(図3)。

推定個体数の経年的な変化に着目すると、2016(平成28)年度から2017(平成29)年度では微増したが、その後2019(令和元)年度まで急激に減少し、2021(令和3)年度まで減少した。2021年度以降、個体数は回復傾向にある。これは、2018(平成30)年度に発生した豚熱(CSF)の影響が大きいと考えられる。

図3 岐阜県における推定個体数の変化



全推定期間を通じて県南部で個体数、推定密度ともに最も高い値を示し、次いで県北部で高い値を示した。一方、県中央部では、ともに低い値を示した(図4、5)。各推定地域単位における経年的な変化は概ね県全域の変化と同様だったが、市街地が多く、推定対象面積が狭い県南部の一部では年度ごとの変動が大きかった。これは、移出入による個体数変動の影響が大きいと考えられる。

図4 個体数の中央値(各推定地域単位)

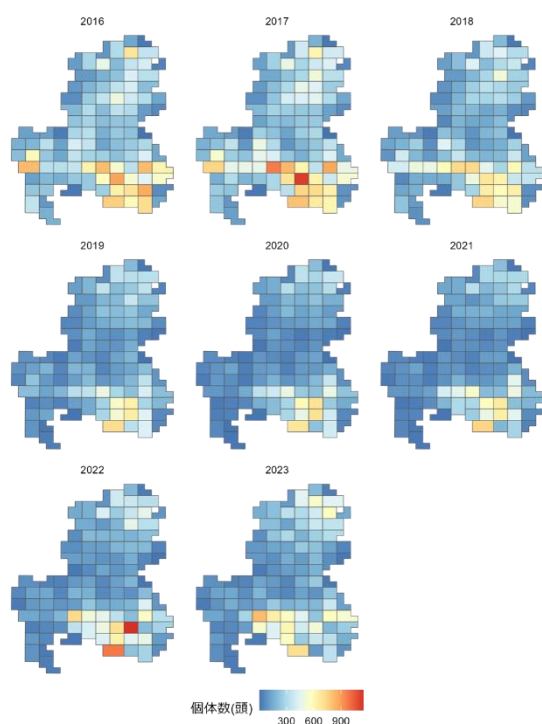
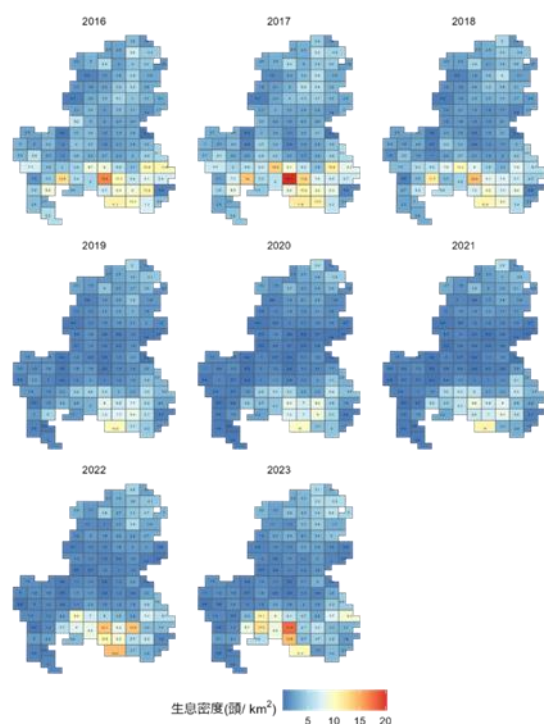
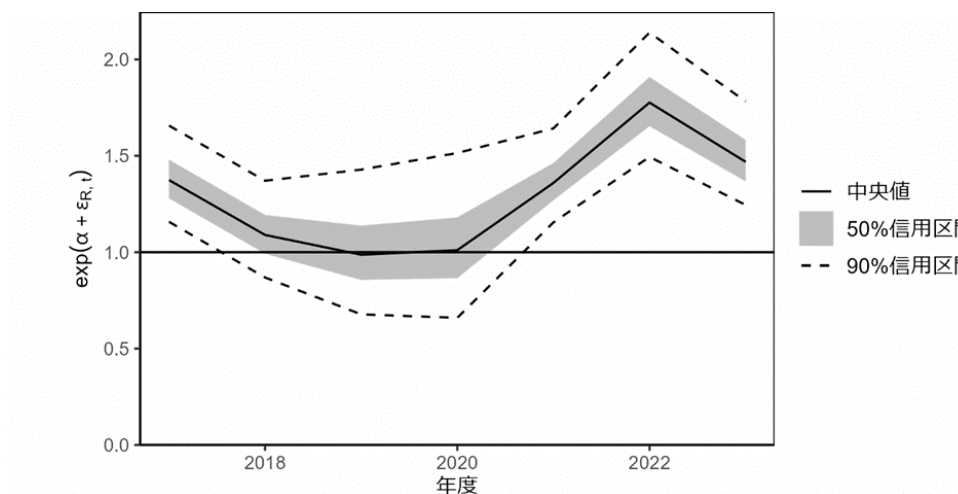


図5 生息密度の中央値(各推定地域単位)



推定期間における自然増加率は県南部で高く、県北部の一部地域でもやや高く推定された。また、2018(平成30)年度から2020(令和2)年度にかけては県全域で自然増加率が低かったが、その後増加率が高くなった(図6)。これは、推定個体数の変動と同様に、豚熱(CSF)の影響が大きいと考えられる。

図6 岐阜県に生息するイノシシの平均的な自然増加率の推移



(2) 捕獲状況

イノシシの捕獲数(被害防止捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業、個体数調整及び狩猟の合計)の推移をみると、2000(平成12)年度頃までは4,000頭未満で推移してきたが、その後増加傾向となり、2012(平成24)年度以降は10,000頭以上の捕獲が行われた。

2018(平成30)年9月に県内の農場で豚熱(CSF)が発生したことを受け、イノシシの豚熱(CSF)感染拡大防止対策として、2018(平成30)年度及び2019(令和元)年度には狩猟制限(銃猟・わな猟禁止区域の指定)が行われ、2019(令和元)年度の捕獲数は5,875頭まで減少した。狩猟制限が解除された2020(令和2)年度以降は増加に転じたものの、豚熱(CSF)発生前の水準には戻っておらず、2023(令和5)年度の捕獲数は7,901頭となっている(図7)。

①被害防止捕獲

1999(平成11)年頃までは500頭以下で推移してきたが、2000(平成12)年度頃から急激に捕獲数が増加し、2012(平成24)年度以降は6,000頭を上回って推移していたが、豚熱(CSF)発生に伴う生息数の減少の影響で2020(令和2)年度は2,368頭まで減少した。その後は増加に転じ、2023(令和5)年度は4,470頭となっている。

②指定管理鳥獣捕獲等事業

岐阜県が事業主体となり、2016(平成28)年度からイノシシの指定管理鳥獣捕獲等事業を実施している。近年では、2021(令和3)年度1,468頭、2022(令和4)年度1,684頭、2023(令和5)年度1,421頭と1,500頭前後を捕獲している。

③個体数調整

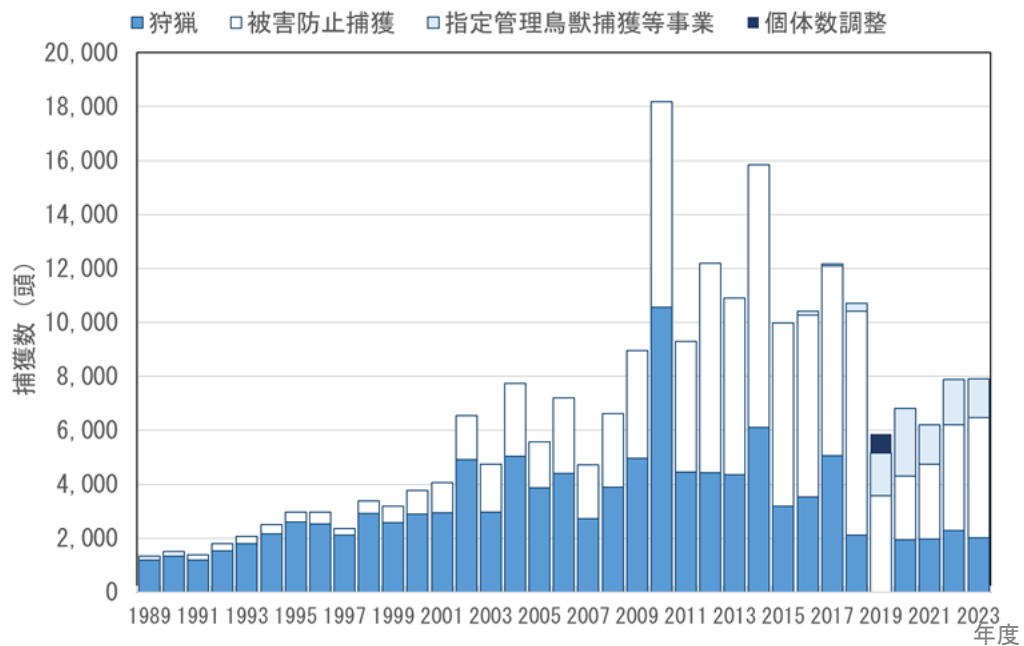
豚熱(CSF)発生に伴う狩猟制限によって低下した捕獲圧を高めるため、2019(令和元)年度に県が事業主体となり個体数調整を実施し、720頭を捕獲した。

④狩猟

狩猟による捕獲数は、1994(平成6)年度頃まではおおむね2,000頭前後で推移し、1995(平成7)年度頃から増加傾向がみられ、2002(平成14)年度以降の捕獲数は2010(平成22)年度を除き4,000頭前後で推移した。その後、豚熱(CSF)発生に伴い県内27市町で狩猟制限が行われた2018(平成30)年度は2,114頭に減少し、県全域で狩猟制限が行われた2019(令和元)年度は0頭となった。狩猟制限が解除された2020(令和2)年度以降は、おおむね2,000頭前後で推移している。

なお、分布域の拡大とともに狩猟実施地域も拡大し、現在ではほぼ県全域において狩猟が行われている。

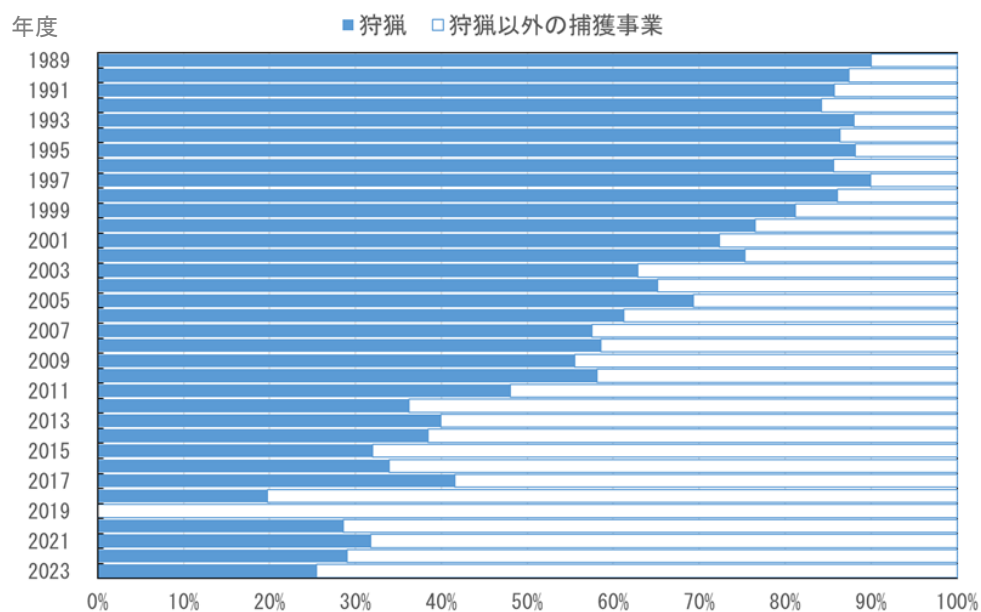
図7 岐阜県におけるイノシシの捕獲数の推移



⑤捕獲数に占める狩猟の割合の推移

狩猟と狩猟以外の捕獲事業(被害防止捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業、個体数調整)の捕獲数の割合の推移をみると、1999(平成11)年度までは狩猟が約80%から90%の間で推移していたが、その後は狩猟以外の割合が上昇し、2011(平成23)年度以降は狩猟以外が狩猟を上回って約60%となった。豚熱(CSF)発生に伴う狩猟制限が解除された2020(令和2)年度以降はさらに狩猟以外の割合が上昇し、約70%で推移している(図8)。

図8 岐阜県におけるイノシシの捕獲に占める狩猟の割合の推移



(3) 狩猟者の状況

狩猟者は、趣味としての狩猟を行うだけでなく、被害防止捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業及び個体数調整の担い手(捕獲従事者)となっている(以下、狩猟者と捕獲従事者をあわせて「捕獲者」という。)

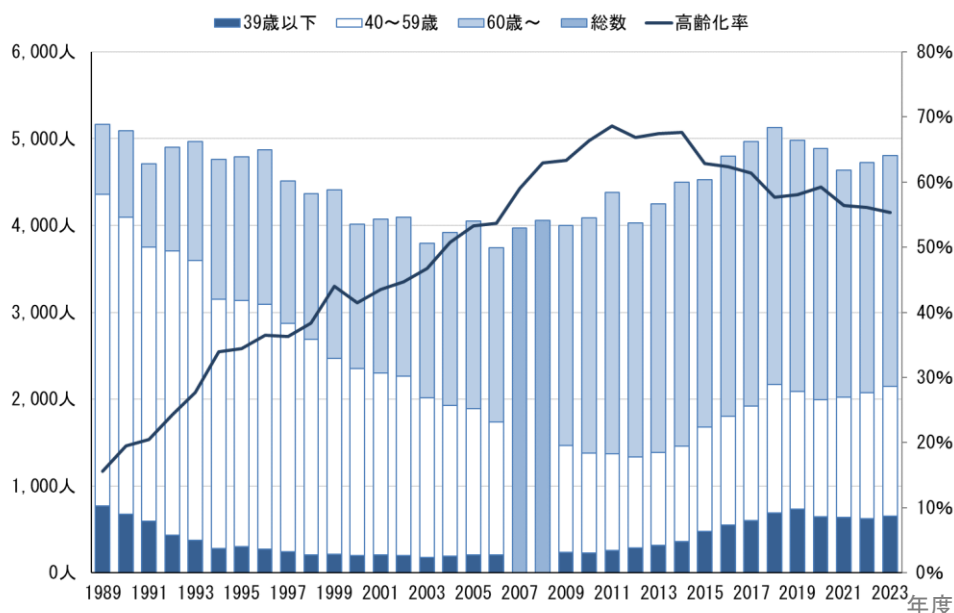
① 狩猟者数の推移

狩猟者数(県内に住所を有する者に限る。以下同じ。)の推移をみると、1989(平成元)年度に5,167人であった狩猟者数は減少傾向を示し、2000(平成12)年度以降は4,000人前後で推移した。その後、狩猟免許試験の回数の増加や土曜日実施による受験機会の拡充、学割制度の導入、狩猟の魅力を普及するセミナーの実施など、新規や若年層の狩猟免許取得促進を図ってきた成果もあり、増加傾向がみられ、2018(平成30)年度には5,131人まで増加した。しかし近年、再び減少に転じ、2023(令和5)年度は4,806人となっている。

年齢別の推移をみると、60歳以上の割合(高齢化率)は上昇を続け、2011(平成23)年度には67.7%まで上昇した。その後は減少し、2023(令和5)年度には55.3%まで低下しているが、依然として高齢化の度合いは強い。

一方、長期にわたる捕獲者としての役割が期待される39歳以下の狩猟者数は、微増傾向にあるものの、その割合は2023(令和5)年度で13.6%にとどまっている(図9)。

図9 岐阜県における狩猟免許所持者数の推移



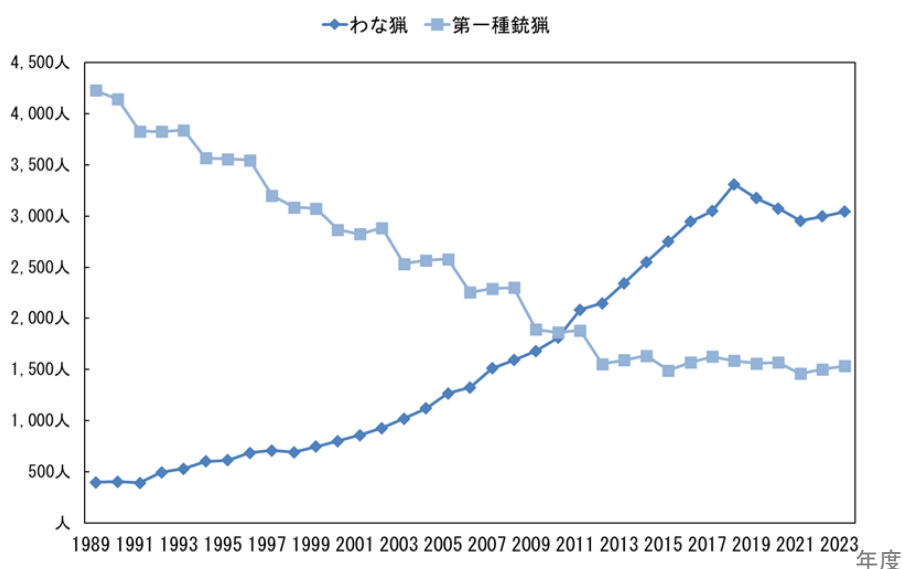
(注)2007(平成19)年度に「網・わな猟免許」が「網猟免許」及び「わな猟免許」に区分されたことに伴い、2007(平成19)及び2008(平成20)年度は年齢別未把握

次に免許種別の狩猟者数の推移をみると、1989(平成元)年度に4,228人であった第1種銃猟狩猟者数は減少傾向を示し、その後、2012(平成24)年度以降は1,500人前後で推移し、

2023(令和5)年度には1,534人となっている。

一方、わな猟狩猟者数は1992(平成5)年度から増加傾向を示し、2011(平成23)年度には2,084人と第1種銃猟狩猟者数の1,884人を上回り、2018(平成30)年度には3,309人と過去最多となったが、それ以降は減少傾向を示し、2023(令和5)年度には3,041人となっている(図10)。

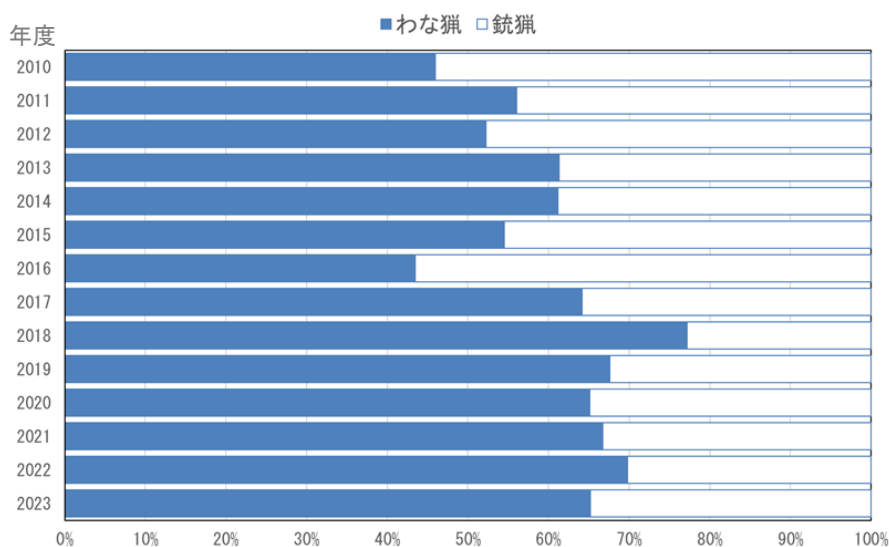
図10 岐阜県における免許種別の狩猟者数の推移



②狩猟における猟法別捕獲割合の推移

狩猟における猟法別の捕獲割合の推移をみると、2010(平成22)年度と2016(平成28)年度を除いて、わな猟による捕獲の割合が第1種銃猟を上回り、2017(平成29)年度以降は、65%以上で推移している(図11)。

図11 岐阜県における猟法別捕獲割合の推移



(4) 農業被害及び被害防除状況

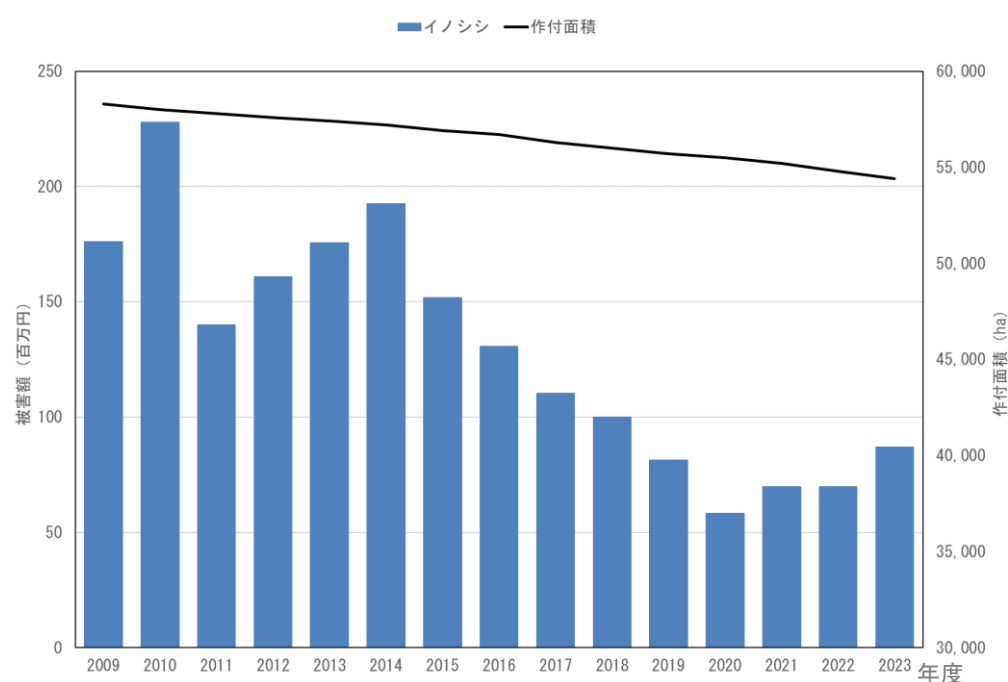
① 農業被害状況

ア 農業被害額の推移

イノシシによる農業被害額は、2010(平成22)年度に約2億3千万円となった以降は2億円未満で推移し、2015(平成27)年度以降は減少傾向となり、2020(令和2)年度には約5千8百万円まで減少した。減少の要因としては、捕獲事業の強化や防護柵などの被害防除のほか、作付面積の減少も関係していると考えられる。

2021(令和3)年度以降は微増傾向となり、2023(令和5)年度には約8千7百万円となった(図12)。

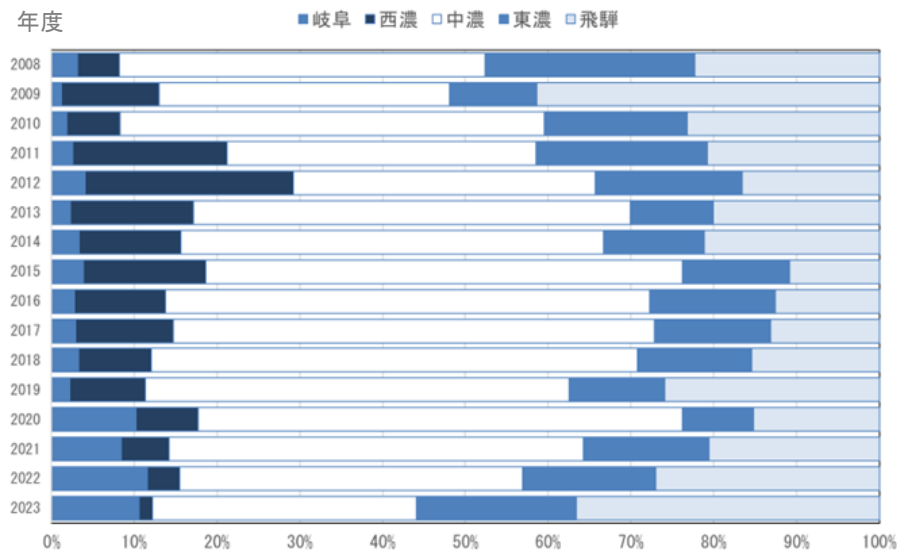
図12 岐阜県におけるイノシシによる農業被害額の推移



イ 農業被害額の圏域別割合の推移

イノシシによる農業被害額の圏域別割合は、2009(平成21)年度は飛騨圏域が最も大きく41.4%を占めた。それ以外の年度では中濃圏域が最も大きかったが、2023(令和5)年度は再び飛騨圏域が36.6%と最も大きかった(図13)。

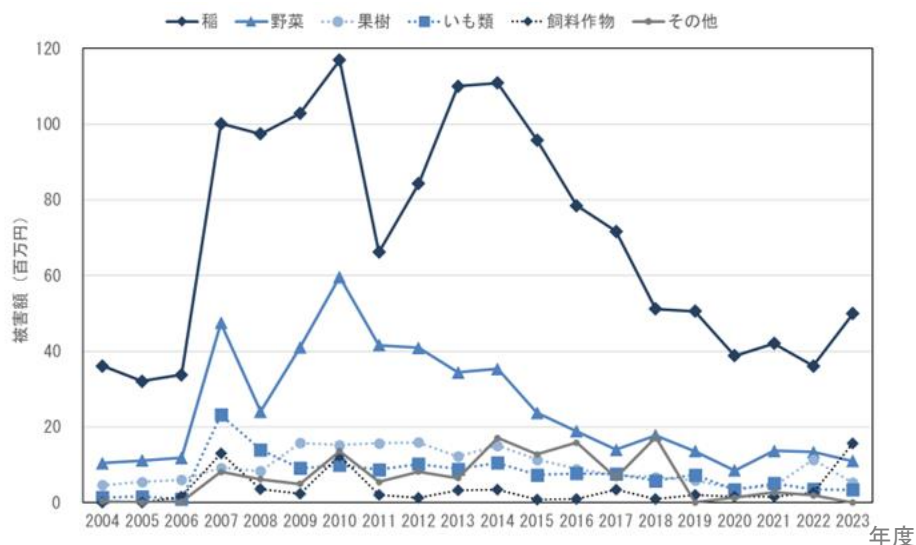
図13 岐阜県におけるイノシシによる農業被害額の圏域別割合の推移



ウ 農作物別農業被害額の推移

農作物別の被害額は、過去20年間では稲の被害が最も大きく、次に野菜が大きかった。2023(令和5)年度における被害額は、稲が約49.9百万円(58.6%)、野菜が約11百万円(12.9%)となった(図14)。また、特用林産物(タケノコ)に対する被害も報告されている。

図14 岐阜県におけるイノシシによる農作物別の農業被害額の推移

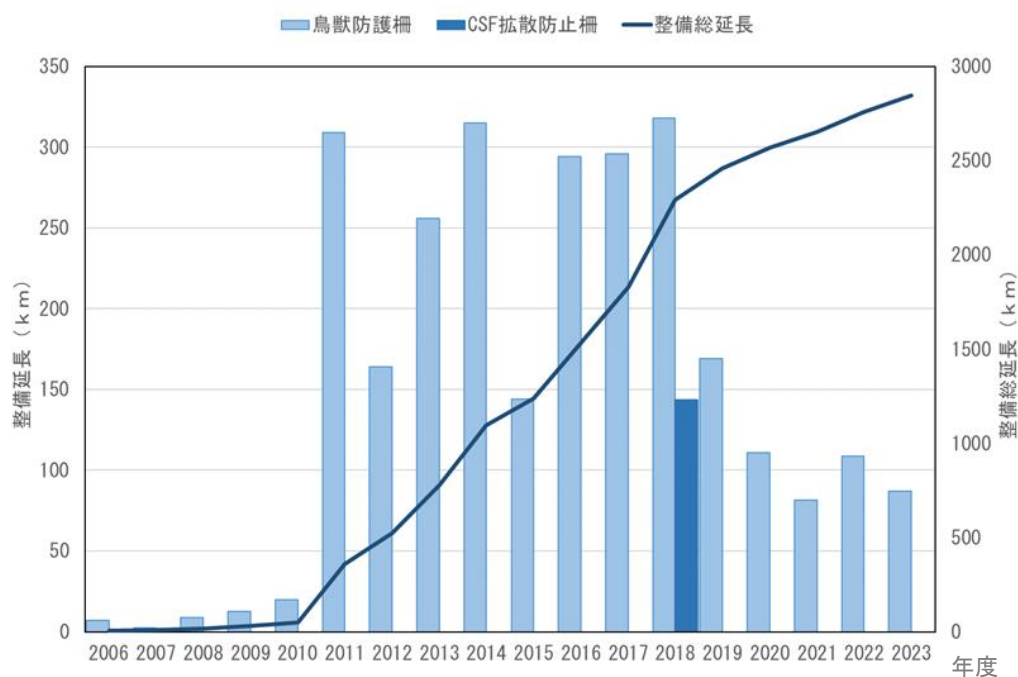


②被害防除状況

ア 防護柵の設置

県は、2006(平成18)年度以降、国の交付金などを活用した防護柵の設置を本格化し、2011(平成23)年度以降は毎年200km前後整備しており、2018(平成30)年度は、豚熱(CSF)感染拡大防止対策として約144kmの豚熱(CSF)拡散防止柵を含む約461kmを整備した。2023(令和5)年度末までの整備総延長は約2,846kmとなっている(図15)。

図15 岐阜県における防護柵整備延長の推移



イ 緩衝帯の整備

県は、2011(平成23)年度以降、国の交付金や清流の国ぎふ森林・環境税を活用し、野生鳥獣による被害軽減を図るための緩衝帯整備を実施する市町村に対する支援を実施している。2023(令和5)年度に39箇所(57.93ha)の整備を支援し、2023(令和5)年度末までに397箇所の整備を支援した。

(5)人身被害の状況

イノシシに噛みつかれたり、突進されたりして怪我をする人身被害が全国で発生しており、2023(令和5)年度には、茨城県や広島県などで47件65人が被害を受けるなど、集落周辺に限らず市街地でも発生している(環境省, 2024)。

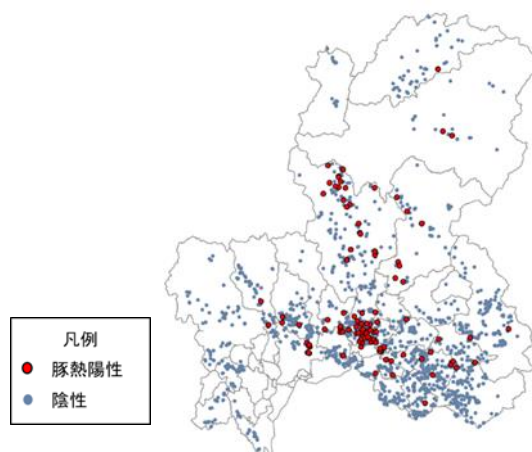
県内においては、2017(平成29)年度に3件3名(軽傷1名、重傷2名)、2024(令和6)年度に1件1名(軽傷)の人身被害が発生している。

(6) 豚熱 (CSF) への対応

① イノシシにおける感染の現状

2018(平成30)年9月9日に県内の養豚場で飼養されていた豚が豚熱(CSF)に感染していることが確認され、同年9月14日には野生イノシシの感染が確認された。現在でも県内各地でイノシシの豚熱(CSF)感染が確認されている(図16)ことから、浸潤状況確認のための捕獲と検査や経口ワクチン散布等の対策が実施されている。

図16 2024(令和6)年度の野生イノシシ捕獲・発見地点
(県家畜防疫対策課, 2024(令和6)年12月20日時点 110頭)



② 畜産被害の状況

2018(平成30)年9月に県内で発生した豚熱(CSF)では、2019(令和元)年9月までの約1年間に、22事例24施設で防疫措置を行い、約7万頭の飼養豚が殺処分されるなど、甚大な被害が生じた。2024(令和6)年8月1日現在、16の農場が再開し、飼養頭数は豚熱発生前の91.5%に回復している。

2019(令和元)年10月25日以降、飼養されているすべての豚等を対象として、豚熱(CSF)ワクチンを接種している。

なお、2019(令和元)年9月以降、県内の農場では新たな感染は確認されていない。

③ 豚熱(CSF)拡大防止の対策

ア 狩猟における対策

イノシシや人などの移動による感染拡大の防止を図るため、2018(平成30)年度は発生区域及びその周辺区域の27市町村で、2019(令和元)年度は県全域で指定猟法禁止区域を指定し、狩猟制限を実施した。2020(令和2)年度以降は、県をまたいだ狩猟者登録の自粛や防疫研修等を受講した者のみの狩猟者登録、防疫措置の自己点検や監視・指導等の対策を講じている。

イ ジビエ利用における対策

県内で捕獲された野生イノシシについては、「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」及び「【岐阜県版】野生いのししのジビエ利用マニュアル(2022(令和4)年8月県農政部)」に基づき、豚熱ウイルス拡散防止対策を徹底して処理等を行ったうえで、県が行う検査で豚熱(CSF)陰性が確認された個体のみを出荷可能としている。

なお、豚熱陽性高率エリア(陽性個体捕獲または発見時から180日以内かつ捕獲または発見地点から半径10km以内のエリア)で捕獲された個体については、解体処理が行える食肉処理施設への持ち込みの自粛を要請している。

3 管理の目標

イノシシによる農業被害は減少傾向にあるが、2023(令和5)年度の被害額は約8千7百万円で、野生鳥獣による農業被害額の3分の1ほどを占めており、より一層の被害の軽減が喫緊の課題である。

一方で、イノシシは、シカやクマ類などと同様、日本に古来より生息する動物であり、自然環境を構成する要素として生態系の中で重要な役割を果たしているほか、魅力ある狩猟資源として活用されていることから、狩猟資源確保のためにも個体数を維持する必要がある。

そこで、地域個体群を維持しつつ、農業被害等の軽減を図るため、下記を管理目標とする。

なお、豚熱(CSF)については、2018(平成30)年9月にイノシシの感染個体が岐阜市内で発見されて以降、現在は県内各地で感染個体が確認されており、豚熱(CSF)の終息に向け、感染の拡大防止はイノシシの管理を進めていくうえでも大きな課題と言える。

(1) 農業被害等の軽減

農業被害の軽減のため、適切な防護柵や緩衝帯の整備や管理、加害個体の捕獲等、被害防除に重点を置いた総合的な取組によって、市町村毎に農業被害が大きい集落の割合を半減させる。

また、人身被害や生活環境被害の軽減のため、市街地周辺等に生息する個体による人身被害や感染症等の生活環境被害の発生を防止する。

(2) 地域の状況に応じた生息密度の管理

生息状況を調査し、地域の状況に応じた生息密度の適切な管理を実施する。なお、今後実施するモニタリング調査等によって科学的知見が得られた場合は、生息密度の指標の設定等の見直しを行う。

4 目標を達成するための基本的な考え方

管理目標を達成するためには、推定個体数と農業被害額の推移が必ずしも比例しないことから、個体数の管理だけでなく、被害防除、被害を防止するための環境管理を総合的かつ一体的に取り組むことが重要であり、被害状況、捕獲許可状況及び生息動向のモニタリングを通じ、その結果をもとに順応的管理を実施する。

個体数の管理に当たっては、被害防止捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業及び個体数調整のそれぞれの目的に沿って、各事業計画等に科学的な分析を基にした目的と手法を設定したうえで、効率的に実施することとする。

被害防除に当たっては、主に防護柵の設置により、一つ一つの農地を守る、あるいは、集落への侵入を防止するとの2つの観点で進められてきた。効果的な被害防除のため、この2つの観点に応じて防護柵を適切に配置するとともに、緩衝帯を併せて整備することが重要である。そして、その後の維持管理を適切に行うため、地域が一体となって取り組むことができる体制づくりも必要である。

被害を防止するための環境管理としては、中山間地を中心に増加している耕作放棄地や放置竹林、手入れ不足の里山林等の管理が非常に重要である。これらは、餌場や隠れ場として好適な環境となることから、地域レベルで管理に取り組むことが重要である。

加えて、個体数管理の担い手となっている地元の狩猟者の減少と高齢化が大きな課題であるため、趣味の狩猟を行うだけでなく、目的に則した捕獲が実施できる若年層の人材確保に向けて取り組んでいくとともに、捕獲技術の向上や優れた技術の継承などにも取り組んでいく。

5 目標を達成するための施策

(1) 個体数の管理

① 被害防止捕獲

被害防止捕獲は加害個体の排除を目的として実施されるものであり、農業被害等の軽減に直接的に効果を発揮する捕獲である。

よって、被害状況をモニタリングしつつ、被害地内又は被害地近辺での加害個体や繁殖可能個体(特に成獣のメス)の捕獲を実施し、捕獲の失敗による捕獲機会の将来的な損失防止についても努めるものとする。

なお、イノシシを含む主な鳥獣の被害防止捕獲の許可に係る権限は、知事から市町村長に移譲されている。そのため、被害防止捕獲は、市町村が被害状況や生息動向のモニタリング調査等を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第4条に基づく被害防止計画を策定・改定し、実施する。

② 指定管理鳥獣捕獲等事業

ア 事業の目的

イノシシによる被害の恐れが高く、かつ、捕獲の要望が強い地域における他の捕獲事

業を補完することにより、捕獲等を推進し、本計画の目標の達成を図る。

イ 実施期間

原則として1年以内とする。

ウ 実施区域

県全域とする。ただし、目的に応じて区域を指定する。

エ 事業の目標

他の捕獲事業と相まって、本計画の目標を達成するために必要な捕獲数や密度の低減を確保する。目標については、生息密度や被害のレベルを科学的に分析したうえで、設定する。なお、目標を設定する際には、有識者や関係団体等と十分協議のうえ設定する。

オ 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

(7) 方法

狩猟や他の捕獲事業との間に混乱の生じることがないように、市町村や関係団体等と協議して決定する。なお、豚熱(CSF)をはじめとする感染症対策として捕獲事業を実施する場合は、別に計画定め、実施する。

(4) 実施結果の把握及び評価

捕獲実績の把握及び分析等を行い、必要に応じ、実施計画の見直しを行う。

カ 事業の実施者

県又は県から委託を受けた者とする。

③ 個体数調整

個体数調整は、個体群の生息数を下げることにより、間接的に農地への被害を減らそうとするものであり、直接的に個々の農地の被害防止に機能するものではないため、生息動向をモニタリングしたうえで、広域的かつ計画的に実施する必要がある。

よって、必要に応じて県全域において県及び市町村が計画する個体数調整を目的とした捕獲を実施できることとする。

なお、計画に際しては目標とする生息密度や被害のレベルなどの科学的根拠に基づいて、捕獲頭数等を設定する。

④ 狩猟

ア 狩猟期間の延長

狩猟による捕獲圧を高め生息密度の低減を図るため、法第14条第2項の規定を適用し下記(ア)～(ウ)の期間及び猟法で狩猟を行う場合に限り、狩猟期間を11月1日から3月15日まで延長する。ただし、「3 管理の目標」の達成に必要な場合は、狩猟期間の開始日を10月15日に早めることとする。

(7) 11月1日(開始日を早める場合は10月15日)から11月14日までの猟法

入山者への配慮のため、法第12条第2項の規定を適用し、イノシシを対象としたわな猟以外を禁止する。ただし、わなで捕獲された個体の止めさしに限り、銃の使用を認める。

(イ) 2月16日から3月15日までの猟法

法第12条第2項の規定を適用し、イノシシを対象としたわな猟及び銃猟以外を禁止する。ただし、入山者や希少鳥獣の繁殖活動への配慮のため、わな猟を推奨する。

(ウ) 11月1日(開始日を早める場合は10月15日)から11月14日まで及び2月16日から3月15日までのわな猟

法第12条第2項の規定を適用し、「箱わな」はツキノワグマが抜け出せる大きさの脱出口を設けていないものは使用を避けることとする。また、わなの設置によりツキノワグマを誘引することにつながらないよう、その設置場所や撒き餌の種類等には十分注意することとする。

イ 休猟区内における狩猟の特例

農業被害等軽減のための個体数管理を推進するため、法第14条第1項の規定を適用し下記(ア)～(ウ)の期間及び猟法で狩猟を行う場合に限り、県内で指定されるすべての休猟区で狩猟ができることとする。

(ア) 11月1日(開始日を早める場合は10月15日)から11月14日までの猟法

法第12条第2項の規定を適用し、イノシシを対象としたわな猟以外を禁止する。ただし、わなで捕獲された個体のとめさしに限り、銃の使用を認める。

(イ) 2月16日から3月15日までの猟法

法第12条第2項の規定を適用し、イノシシを対象としたわな猟及び銃猟以外を禁止する。

(ウ) 11月1日(開始日を早める場合は10月15日)から3月15日までのわな猟

法第12条第2項の規定を適用し、「箱わな」はツキノワグマが抜け出せる大きさの脱出口を設けていないものは使用を避けることとする。また、わな設置によりツキノワグマを誘引することにつながらないよう、その設置場所や撒き餌の種類等には十分注意することとする。

ウ 錯誤捕獲の防止対策

ほぼ県全域においてツキノワグマが目撃されていることから、錯誤捕獲を防止するため、くくりわなの径の制限を解除する区域は設けないこととする。

また、撒き餌により誘引し、わなで捕獲する場合には、ツキノワグマを誘引しないよう、その設置場所や撒き餌の種類等には十分注意するとともに、わなを稼働させる前にその周辺の痕跡を十分に確認することとする。

(2) 被害防除

イノシシによる農業被害等の軽減は、捕獲による個体数の管理だけでは図れないことから、地域の状況に応じた防護柵の整備や加害個体の捕獲など総合的な対策を地域ごとに行う必要がある。そこで各地域の住民が主体となった被害対策を推進するため、県や市町村、関係団体は以下について取組むこととする。

① 地域住民が主体となった体制づくりの推進

被害対策について、各地域の住民が主体的に取り組める体制づくりを推進する。

② 防護柵の設置・点検・改善

各種事業を活用し、周辺集落との連携なども考慮した効率的な防護柵の設置を支援するとともに、設置した防護柵の定期的な保守点検と地際の補強など防護柵機能の維持や改善を支援する。

(3) 生息環境管理

農地及び集落が餌場とならないよう、イノシシを誘引する放任果樹や農作物の収穫残さ等の除去に努めることとする。

農地及び集落に隣接する地域においては、耕作放棄地や放置竹林、手入れ不足の里山林が良好な隠れ場や餌場となることで、個体数が増加し、農業被害発生の原因となることが考えられる。人とイノシシとの距離を確保するため、土壌改良や木竹の伐採等に対する支援により、耕作放棄地や放置竹林並びに里山林の管理を実施する。

森林においては、広葉樹天然林を保全し、放棄された人工林は針広混交林化する等、野生鳥獣の生息に配慮した管理を行い、その質の向上を図ることとする。

(4) 担い手の育成・確保

個体数管理の担い手を育成・確保していくため、主に若年層の新規狩猟免許取得者を増やす取組みを実施する。

具体的には、狩猟免許制度の周知に努めるとともに、狩猟免許取得を促進するための講習会や、狩猟に興味を持ってもらうためセミナー等を毎年度開催する。

狩猟免許取得に際しては、受験機会拡充のための休日開催や、学生を対象とした受験料の割引制度による支援も行う。

また、狩猟免許を取得した者に対しては、安全な捕獲技術の習得のため、狩猟事故等を防止するための研修会を開催する。

(5) その他の施策

① 市町村の被害防止対策に対する支援

市町村が実施する被害防止対策については、国の交付金等の活用や岐阜県野生動物管理推進センター等による助言によって、周辺地域との連携なども考慮した効果的な防護柵や緩衝帯の整備及び管理を支援する。

また、市街地や農地等への侵入を防ぐため、森林及び農地管理や生活環境の改善などを指導するとともに、地域住民自らが防護柵や緩衝帯の整備等を行う地域ぐるみの取組を支援する。

② 動物感染症等の拡大防止のための狩猟制限

イノシシに豚熱(CSF)やアフリカ豚熱(ASF)等の動物感染症等が発生し、急激な感染拡大が懸念される場合等は、必要に応じて狩猟制限を実施する。狩猟制限を行った場合は、「3 管理の目標」の達成のために、狩猟以外の捕獲による捕獲圧の強化を検討することとする。

参考 市町村鳥獣被害防止計画における被害軽減目標等(2024(令和6)年12月20日現在)

市町村名	農業被害額(千円)		縮 減 率 (b/a、%)	目標捕獲 頭数	専門員の 配置(人)	鳥獣被害対策 実施隊(人)
	現状(a)	目標(b)				
岐阜市	118	106	89.8%	150	0	0
各務原市	450	321	71.3%	110	0	28
山県市	5,988	4,588	76.6%	100	0	5
本巣市	1,360	952	70.0%	50	0	4
大垣市	19	13	68.4%	100	0	7
海津市	2,015	1,410	70.0%	30	0	9
養老町	0	30	—	20	0	4
垂井町	886	620	70.0%	30	0	10
関ヶ原町	104	72	69.2%	50	0	17
揖斐川町	25	20	80.0%	150	0	7
大野町	171	123	71.9%	10	0	6
池田町	60	30	50.0%	20	0	12
関市	3,892	2,724	70.0%	350	0	8
美濃市	384	269	70.1%	100	0	19
郡上市	6,283	4,398	70.0%	800	0	304
美濃加茂市	16,939	10,080	59.5%	350	1	9
可児市	1,242	869	70.0%	70	0	0
坂祝町	36	10	27.8%	20	0	10
富加町	1,000	900	90.0%	17	0	0
川辺町	63	50	79.4%	120	0	0
七宗町	1,720	1,600	93.0%	100	0	39
八百津町	476	285	59.9%	350	0	0
白川町	2,077	1,454	70.0%	100	0	59
東白川村	1,103	500	45.3%	150	0	32
御嵩町	2,407	1,685	70.0%	250	0	7
多治見市	280	200	71.4%	300	0	4
瑞浪市	2,049	1,435	70.0%	800	0	25
土岐市	645	370	57.4%	500	0	0
中津川市	117	111	94.9%	350	0	160
恵那市	8,600	6,880	80.0%	750	0	106
下呂市	2,258	2,032	90.0%	250	0	111
高山市	8,920	6,240	70.0%	1,200	0	301
飛騨市	2,901	2,030	70.0%	220	0	85
白川村	300	0	0.0%	100	0	5
合 計	74,888	52,407	70.0%	8,067	1	1,393

注1) 瑞穂市、岐南町、笠松町、北方町、神戸町、輪之内町及び安八町は計画未作成。羽島市はイノシシに係る計画なし。

注2) 計画策定時点に差異があるため、農業被害金額の合計値は県集計値と合致しない。

6 その他個体数の管理のために必要な事項

(1) モニタリング調査

本計画期間中においては、表3に示すモニタリング調査を継続的に実施及び分析する。

表3 モニタリング調査項目

調査等項目	調査等内容	調査等方法 (実施者)
被害状況	県及び各市町村において、被害作物の種類、被害面積、被害量及び被害金額等並びに、被害樹種、被害面積及び実面積等の調査を毎年度行う。 ・農業被害調査 ・集落アンケート	農業者及び林業者からの報告 (県、市町村)
許可捕獲の実施状況	被害防止捕獲を行った日、許可期間、許可頭数、許可者(従事者)数、捕獲方法、捕獲頭数(オス・メス別)、捕獲効率(CPUE)等についての収集及び分析を随時行う。 ・出猟カレンダー	許可権者及び実施者からの報告 (県、市町村)
生息動向(生息密度等の推定)	県全域(5kmメッシュ単位)の捕獲数並びに目撃効率及び捕獲効率について、出猟カレンダーの分析、センサーカメラ及び糞等の痕跡調査を毎年度行う。また、これらの結果から生息密度等の推定を行う。 ・野生動物広域カメラモニタリング(WiLCaM) ・REST法調査	捕獲者及び調査者からの報告 (県)
豚熱(CSF)感染状況	感染状況を把握するため、捕獲された野生動物に対してPCR検査を実施するとともに、経口ワクチンの効果を把握するためELISA検査によって抗体の有無を確認する。 捕獲又は死亡個体ごとに捕獲(発見)日、捕獲(発見)地点の記録、年齢、体長、体重を把握する。 これらの結果から、岐阜県全域又は養豚場等の受益地の周辺の感染率、抗体保有率、発生地域などを把握する。	検査機関(家畜保健衛生所等)の検査 (県)

(2) 推進体制

県、市町村、狩猟者団体及び農業協同組合や森林組合等の関係機関並びに農家等住民との密接な連携のもと、下記のそれぞれの役割に留意のうえ、本計画の目標を達成するための施策を推進する。

また、隣接する各県と生息情報の共有を行うなど円滑な連携に努める。(図17)

①県が果たす役割

県は、次の項目に留意し、本計画の見直しや各種管理施策やモニタリングの実施、評価及び市町村等関係者との協力体制を構築する。また、イノシシの生息分布が広域に確認され、今後の拡大が懸念されることから、国関係機関や隣県との連携体制についても検討する。

ア 計画の改定等

学識経験者、専門家、行政機関、利害関係者により、個体数の管理の現状や被害防除状況、モニタリング調査結果等の検討を行い、計画を改定する。

また、岐阜大学、岐阜県野生動物管理推進センター等の専門機関と連携し、生息動向、被害防止対策等に関する調査・研究を行い、その成果を計画の改定や施策の実施に反映させる。

イ 施策の実施

生息動向(生息域、個体数、生息密度等)を踏まえた科学的に高効率な個体数の管理を行うとともに、被害発生状況等も踏まえた適正かつ効率的な被害防止捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業及び個体数調整を実施する。

また、豚熱(CSF)への対応として、捕獲した個体の処分方法、資源としての有効活用について、「ぎふジビエ衛生ガイドライン(2013(平成25)年11月 県農政部)」、「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き(2021(令和3)年4月 農林水産省)」及び「【岐阜県版】野生いのししのジビエ利用マニュアル(2022(令和4)8月 県農政部)」に基づき、市町村、事業体、捕獲者等と連携して体制の整備に務める。

加えて、若年層の狩猟免許所持者の拡大を図り、捕獲者の確保に努めるとともに、効率的な捕獲技術の研究、継承に努める。

ウ 錯誤捕獲の防止に向けた取組み

錯誤捕獲の防止のため、発生時の状況を詳細に把握するよう情報収集体制を強化する。

エ 市町村等に対する助言

岐阜大学、岐阜県野生動物管理推進センター等の専門機関と連携し、生息動向、被害発生状況、施策実施の成果等を調査及び研究し、市町村、捕獲実施団体等に対する助言を行う。

オ その他

目標を達成するための施策の実施に必要な補助制度の検討、創設、拡充及び国に対する要望を行う。

②市町村に期待する役割

ア 計画の策定・改定

鳥獣被害防止特別措置法第4条の規定に基づく鳥獣被害防止計画等を策定・改定する。

なお、策定・改定に当たっては、生息数の推定や分布状況の把握のために必要な捕獲情報(頭数、性別、位置、努力量など)等について情報収集するとともに、イノシシによる被害発生状況を集落アンケート等によって詳細に把握する。

イ 施策の実施

個体数の管理、被害防除、被害を防止するための環境管理及び担い手の育成・確保を実施する。

また、鳥獣対策専門員の配置に努めるとともに、鳥獣被害対策専門指導員、自然保護員、農業普及指導員、林業普及指導員及び地域森林監理士等と連携し、集落ぐるみでのイノシシの被害防除技術の普及と指導を進める。

ウ 錯誤捕獲の防止に向けた取組み

捕獲事業等における錯誤捕獲の未然防止に努めるとともに、発生した場合には、詳細な状況を関係機関に報告する。

エ 県への協力

イノシシの生息動向を把握し、生息数の推定や分布状況の把握のために必要な捕獲情報(頭数、性別、位置、努力量など)等について情報収集のうえ、県に報告するとともに、県が実施するモニタリング調査に協力する。

また、豚熱(CSF)への対応として、捕獲した個体の処分方法、資源としての有効活用について、「ぎふジビエ衛生ガイドライン(2013(平成25)年11月 県農政部)」、「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き(2021(令和3)年4月 農林水産省)」及び「【岐阜県版】野生いのししのジビエ利用マニュアル(2022(令和4)8月 県農政部)」に基づき、検討を進める。

オ その他

イノシシの市街地への出没による人身等被害の発生を想定し、平時から関係機関(警察、消防、猟友会、自治会、県等)との連携、意識共有を図る。

③捕獲者に期待する役割

- * 正確な捕獲情報、目撃情報を県や市町村に提供する。
- * 被害防止捕獲、個体数調整、指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する場合は、その捕獲行為の社会的意義を理解し、事業実施者の指示に基づき、積極的かつ効果的な捕獲に努める。
- * 錯誤捕獲の未然防止に努めるとともに、発生した場合には、詳細な状況を事業実施者に報告する。
- * 野生鳥獣の生態に詳しい者として行政が実施する被害防止対策等に協力し、地域住民に対しても、正しい知識の普及に努める。
- * 豚熱(CSF)等の感染症や安全対策に関する措置を実施する。

- ＊「ぎふジビエ衛生ガイドライン(2013(平成25)年11月 県農政部)」に基づき、捕獲個体の適正な活用等に努める。

④農業者、農業協同組合等に期待する役割

- ＊正確な被害情報、目撃情報を県や市町村に提供する。
- ＊自らが、農地や農地周辺の適正な整備と管理に努め、近隣、集落で連携し、一体となって被害発生 of 未然防止対策に努める。
- ＊県、市町村、農業協同組合等が実施する研修会等に積極的に参加し、野生鳥獣の生態、被害防除のための正しい知識、技術、補助制度について理解を深める。
- ＊被害防除技術の普及及び啓発、補助制度の活用方法などに関する講習会、説明会を開催する等、地域全体での被害防除を推進する。

⑤林業者に期待する役割

- ＊正確な被害情報、目撃情報を県や市町村に提供する。
- ＊放置竹林、手入れ不足の里山林等がイノシシの住処となり、森林がイノシシの主な生息域になりうることを理解し、岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアム等へ積極的に参加し、適切な対応を進めることで、人間の生活圏にイノシシが出没しにくい環境づくりに努める。

⑥県民に期待する役割

- ＊正確な被害情報、目撃情報を県や市町村に提供する。
- ＊生物多様性の保全の視点から、イノシシの被害の実状、イノシシの個体数(群)の適正管理の重要性について理解を深める。

(3) 研究機関との連携

野生鳥獣の管理のためには、調査・解析技術の開発や生物学的基礎資料の集積、各地域個体群の生態学的特徴の分析などが不可欠である。また、野生鳥獣の管理を進めていくためには、野生鳥獣に関する正しい知識や情報を地域へ普及し地域住民が主体となって実践できる体制を作っていく必要があり、そのための人材の育成が必要となる。

県は、岐阜大学と共同設置している岐阜県野生動物管理推進センターと連携し、本計画を推進するために必要なイノシシの生態等の情報の収集や共有化に努め、現状の分析、保護管理技術、被害防止技術の向上、人材育成等を行う。

図17 本計画の推進体制

